

議事日程(第4号)

平成27年12月11日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第63号 平成27年度高鍋町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第2 議案第56号 多面的機能支払交付金事業の事務の委託について
- 日程第3 議案第57号 高鍋町職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第58号 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第59号 高鍋町税条例の一部改正について
- 日程第6 議案第60号 平成27年度高鍋町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第7 議案第61号 平成27年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第62号 平成27年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第63号 平成27年度高鍋町一般会計補正予算(第4号)
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第63号 平成27年度高鍋町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第2 議案第56号 多面的機能支払交付金事業の事務の委託について
- 日程第3 議案第57号 高鍋町職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第58号 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第59号 高鍋町税条例の一部改正について
- 日程第6 議案第60号 平成27年度高鍋町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第7 議案第61号 平成27年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第62号 平成27年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第63号 平成27年度高鍋町一般会計補正予算(第4号)
- 

出席議員(16名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 池田 堯君   | 2番 水町 茂君   |
| 3番 山本 隆俊君  | 5番 津曲 牧子君  |
| 6番 岩村 道章君  | 7番 岩崎 信や君  |
| 8番 青木 善明君  | 10番 柏木 忠典君 |
| 11番 後藤 正弘君 | 12番 中村 末子君 |
| 13番 黒木 博行君 | 14番 黒木 正建君 |

15番 春成 勇君

16番 八代 輝幸君

17番 緒方 直樹君

18番 永友 良和君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 田中 義基君                      事務局補佐 鳥取 和弘君  
議事調査係長 矢野 由香君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	小澤 浩一君	副町長	川野 文明君
教育長	島埜内 遵君	教育委員長	黒木 知文君
農業委員会会長	坂本 弘志君	代表監査委員	黒木 輝幸君
総務課長	森 弘道君	政策推進課長	三嶋 俊宏君
建設管理課長	恵利 弘一君	農業委員会事務局長	鳥井 和昭君
産業振興課長	川野 和成君	会計管理者兼会計課長	間 省二君
町民生活課長	杉 英樹君	健康保険課長	徳永 恵子君
福祉課長	河野 辰己君	税務課長	宮崎守一朗君
上下水道課長	吉田 聖彦君	教育総務課長	中里 祐二君
社会教育課長	稲井 義人君		

---

午前10時00分開議

○議長（永友 良和） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○議会運営委員会委員長（中村 末子君） 12番、中村末子。

おはようございます。平成27年第4回定例議会が招集され一般質問が終了したところですが、繰越明許費に関して3月定例議会提案を行うより12月で行うほうが賢明であると判断され、追加して提案されるものです。

委員から「3月では間に合わないのか」や「議会最終日提案ではだめなのか」という質疑が出されましたが、議会運営委員会では、本会議を開き委員会審査に間に合わせる事が望ましいと判断したところです。

この案件を日程に追加し、総括質疑案件とすることを委員全員の一致を見ましたので御報告いたします。

○議長（永友 良和） 本日の議事日程につきましては、只今、報告がありましたとおり

1 件を追加提案し、お手元にお配りしましたとおり議事を進めます。

---

**日程第 1. 議案第 6 3 号**

○議長（永友 良和） 日程第 1、議案第 6 3 号平成 2 7 年度高鍋町一般会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） おはようございます。それでは、提案をいたします。議案第 6 3 号平成 2 7 年度高鍋町一般会計補正予算（第 4 号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、小丸団地外壁等改修事業及び中学校施設環境改善交付金事業に係る繰越明許費の追加を行うものでございます。いずれの事業も国の補助事業の予算枠調整に伴い、次年度に予定しておりました事業を本年度に前倒して実施するものでありますが、工事が相当の日数を要し、年度内に完了することが困難であると想定されることから繰越明許費を追加するものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

---

**日程第 2. 議案第 5 6 号**

**日程第 3. 議案第 5 7 号**

**日程第 4. 議案第 5 8 号**

**日程第 5. 議案第 5 9 号**

**日程第 6. 議案第 6 0 号**

**日程第 7. 議案第 6 1 号**

**日程第 8. 議案第 6 2 号**

**日程第 9. 議案第 6 3 号**

○議長（永友 良和） 日程第 2、議案第 5 6 号多面的機能支払交付金事業の事務の委託についてから、日程第 9、議案第 6 3 号平成 2 7 年度高鍋町一般会計補正予算（第 4 号）まで、以上 8 件を一括議題とし、1 議案ごとに総括質疑を行います。

まず、議案第 5 6 号多面的機能支払交付金事業の事務の委託について質疑を行います。

質疑はありませんか。1 2 番、中村末子議員。

○1 2 番（中村 末子君） 1 2 番。木城町と合同して行うメリット及びその効果はどのようになるのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 産業振興課長。

○産業振興課長（川野 和成君） 産業振興課長。一ツ瀬川土地改良区の区域をもつ関係市町村が、木城町に多面的機能支払交付金の事務を委託することで交付金を一本化し、その交付金をもとに 1 市 3 町の垣根を越えて複数の地区が一体となって活動することができるというメリットにより、その効果として農道の補修や水路の補修など単独の地区では賄いきれない費用が必要とされる整備にも計画的に取り組んでいくことが可能となるところに

あります。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。農道補修とかそういうものについてのメリットがあるということが答弁されました。これは、1市3町をまたいで要求が出されたものについては、全て交付金を一本化することによってメリットと本当になるのかどうか、そこのところを再度お伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 産業振興課長。

○産業振興課長（川野 和成君） 産業振興課長。一ツ瀬川改良区域内に関しまして、その要望につきましてその改良区内で判断された内容を年次的にやることによって効果が生まれると判断いたします。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第57号高鍋町職員等の旅費に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。復興支援ということで職員派遣されるということですが、今でも職員数が少なくなっているのに派遣する理由及び補充職員に関しての国からの支援策はあるのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 総務課長。職員を派遣する理由についてでございますけれども、岩手県大槌町への派遣は、町村会の復興支援事業の一環といたしまして平成24年度から県内17町村のリレー方式で行われております。来年10月から高鍋町の順番が来るため、派遣を行うということでございます。

次に、補充職員に対する国からの支援についてでございますけれども、町村会独自の事業ということございまして、国からの支援等についてはございません。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。確かにリレー方式で高鍋町が順番に当たるということは聞いておりますが、ほかの市町村などに聞いたときには、例えば退職をされた職員を一旦、また再任用することによって派遣するということもあったようなんです。だから、そういうことも考えられるのかどうかということも含めて想定内に入っているのか、それとも入っていないのか、そうでないと今の職員数がこれだけ少なくなっているのに、本当に内部がしっかりとした対応が、住民対応ができるのかどうかというところが、確かに復興支援というのはこれはやらなければいけないこと、そして、災害を受けられた地域では職員も数多く亡くしておられますので、確かに復興支援をしていくことは私たちもしなければならぬことだとは思っております。しかし、国からの再三の要請に従って職員数を本当に大幅に減らしてきた高鍋町にとっては、このことが非常に住民の皆さんに、

要するにサービスの低下というのを招くんじゃないかと心配してるわけです。だから、そのことから考えて、じゃあそれを招かないようにしていくためにはどういう対策をこちらで練っていくのかということ、これには国の支援策はないということですが、しかし、本来なら国がやはり要望していくのであれば、復興策の中に職員の派遣については相応の人的予算配置をすべきではないかなと私は思うんです。だから、これがないということであれば、私はまた共産党のほうで政府へ直接交渉する課題として捉えていきたいと思えますけれども、できれば、現在の職員数及び派遣する職員について問題がないという確実な答弁をいただきたいというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 総務課長。まず、再任用等についてということでございますけれども、確かに派遣先といいますか被災地のほうでは、幾ら派遣しても職員数が足りないというような状況にあるようでございます。大槌町につきましても一般事務や土木、あるいは埋蔵文化財とか保健介護関係とかそういう職員がほしいというような要望があるようでございます。その再任用職員につきましても、そういう事例は確かにあるんだろうと思えますが、まだ、県内では再任用職員の派遣等についてはないというようなこともございまして、一応、職員の中からということで検討しているところでございます。

実際上の職員の補充等の関係でございますけれども、派遣職員の後任につきましても、22条職員を充てるということで考えておりまして、業務には支障を来さないようにということで考えております。

また、大槌町に実際、職員を派遣いたします給料等は、一旦こっちから支払うといたしますか出すわけですが、派遣の終了後につきましても大槌町のほうから、またその分については支払われるということでございまして、なお、大槌町につきましても、災害復興関係課と思えますがそちらのほうには国の支援が入るというような仕組みになっているということですので、町については持ち出し等は実際上はないというようなこととなります。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番。それでは、最後になりますけれども、派遣される職員というのは全然違う職場で働くわけですね。そうすると、精神的な私たちが言う、いわゆる鬱になったりとかそういった状況に陥りやすいことも出てくるんじゃないかなと思うんです。職員の精神面をちゃんと把握できるような状況というのをつくっておかないと、全然違う場所に行くわけですから、違う場所に行って違う人たちと仕事をするわけですから今までとは全然違うわけですね。だから、メンタル的にしっかりとそこをちゃんと支えてあげないと、行ったはいいが一カ月もたたないうちに鬱になってしまった、そういうことにもしなったりしたときには、非常に相手に迷惑かけるだけでなく、その人自身にも一生の生活設計を全部狂わせることになるということもあるわけですね。やはり、人的に配置するのであればその辺の精神のフォローとかそこもちゃんとできるような体制というのをとってあげないと、私は派遣することには余り賛成ではないんです。そこがないとや

っぱり非常に心配なんです。だから、そこがちゃんと確保されておかないと職員を簡単に預けましょうということになってもその職員にも申しわけないですし、もし何かあったときに本当に住民の皆さんにも申しわけないなと思うと同時に、その人の一生の生活というのがその中で崩れていくということにもなりかねませんので、その辺のところはどういった体制をとろうというふうに考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 総務課長。議員が心配されてるとおり、最初のうちはそういう事例があって非常に大変だったようでございます。派遣先のほうでもそういう事例があったということもありまして、そういう面について力を入れてフォローしておるといふうに聞いておりますし、高鍋としましてもその派遣職員等については、緊密に連絡等もとってそういうフォローはしたいと思います。

また、帰省といいますかそういう旅費等についても一、二回分ありますので、そういう面である程度帰って来る、帰って来るというとあれですけど、そういう分である程度ケアできるというような部分もあるんじゃないかなというふうには考えております。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第58号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。専門職の人員確保であるということを説明がありましたけれども、他市町村と比較して内容はどうなのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 総務課長。今回の条例改正でございますが、議員のおっしゃるとおり専門職の確保が非常に難しくなっているというようなこともございまして、そのために職種を追加して報酬金額の改定を行ったというところでございます。西都児湯管内の対市町村との雇用形態が若干、一緒じゃないといいますか、日額とかあります関係で単純に比較することはできないんですが、ある程度それに近いというか見劣りしない金額になったというふうに考えております。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。というのは、せっかく専門職である人員確保をしたいというのに、他の市町村と比較して見劣りがすれば、当然、見比べて皆さん行かれると思うんです。それなりの資格を持つて人は、インターネットでも見れますので、やはり、条件のいい所に行くのが私は人の常じゃないかなというふうに思うんです。その人を責められないと思うんです。だから、私は本当に確保したいという意向があるのであれば、他市町村と比較して、ここがやはり違いますよと、例えば、月額金額にしてもほかのところよりうちは2万円高いですよとか、3万円高いですよとかいう特別なものがな

いとなかなか来ていただけない。

例えば、そのほかの条件についても、日額についてもそうですけれども、臨時的に雇うにしても、やはり、条件のいい所に行かれるのが筋じゃないかなと、それと、やはりベテランであって途中で育児をしたい、何をしたいということで家庭に入られた専門職の方がおられるとします。その方たちはなおさらそういう条件に見合った形で、例えば子供さんが高校に行く、大学に行くという条件になれば、臨時的に行こうかと思えば、当然、より報酬の高いほうに行くのがこれは筋じゃないかなというふうに思うんです。そして、なぜそういう方って言うかという、ある程度経験があれば、非常に仕事にもなじみやすい、大学を卒業して専門職等をしているけれども、その人たちを雇うよりもメリットはずっと大きいと思うんです。

また、国の方針においてもできるだけそういった人たち、働きたいけど働けないっていう人たちを雇う、そういうこともちゃんと手当をしてほしいということも国では要望されていると思うんです。都会ではそういうことがあるんですけども、私たち高鍋町でもなかなか都会並みには出せないかもしれませんが、そこで一時的に雇用するのであれば、ある程度の出費はやむを得ないと考えるのが筋じゃないかなと思うんです。そのために資格を取るためには、専門のそういった職種を選んだ大学にも行ってるはずですし、それなりのお勉強もされてると思うんです。

だから、そういうことから考えたら、私はやっぱり他市町村と比較してここに特異性があるよと、うちはこういうところがあるよと、金額ではこういうものがあるけど、こういうものだけどここういうところがありますよというところを、できれば最初のところで答弁していただければありがたかったなと思うんです。やはり、金額だけで見ると他市町村と、私もちょっと調べましたけど並です。金額だけ見たら並じゃいけないんです。専門職を本当に配置したい、雇いたいという気持ちがあるのであれば、やはり並ではいけない。やっぱり上にしないといけないというふうに思うんです。だから、それぐらいの気持ちを持って臨まない、なかなか専門的な知識を持った方々を雇い入れることは難しいというふうに人的に考えるんですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 総務課長。おっしゃるとおりなかなか雇用の確保が難しいということもございます。この職員等につきましては、最初、日々雇用、パートのような感じから月額制にしたんですけどそれでもだめということで、それなら若干、上げて嘱託ということにしてきましたがそれでもないということで、今度はその金額のアップというようところで若干ずつということにはなろうかと思いますが、特に保育園関係については非常に雇用が厳しいというようなこともあって、そういう段階的な、一気にではなくておりませんがそういう対応をしてきたということで、今回またその金額を上げるということで専門職の確保を図るというふうにしてきたというところがございます。高いところは確かにあります。西米良とか、ただ、西米良についてもなかなか、それこそ本当、来ていた

だく方がいらっしゃらないんでいや応なしに高くされてるのかなという気もしないでもないんですけど、確かに金額ではトップではないということにはなります。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第59号高鍋町税条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。この条例制定によって現在、税務課で行っていることとどう違うのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 税務課長。

○税務課長（宮崎守一郎君） 税務課長。今回、条例制定によって、現在、税務課で行っていることとどう違うのかの御質問についてですが、徴収猶予、職権による換価の猶予の要件等に沿った業務は、現在、税務課で行っているものと変わりはありませんが、今回、地方税法等の改正により、納税者の申請による換価の猶予制度、これを新たに設けたこと、それから猶予金額の納付方法、猶予に係る担保の徴収の規準など、町条例に定めることによる業務が新たに組み込むものとなります。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。私がこの条例改正を見た限り、税務課で行っていることがほぼ網羅されていると、この条例制定によって、例えば住民への周知、いわゆる滞納をされる方への周知について国民健康保険税の滞納については、月にするとすごい数の通知書が行くわけです。その中に、やはりこういう自主的に言ってくださいというふうになっている、今度、条例が変わればです。条例が変われば変わったことを知らしめていくことも私は必要なんじゃないかなというふうに思うんです。今までは、やはり滞納されてる方なんかには町のほうから働きかけをして、本当にきめ細やかな対応をずっとされてきてるわけです。だから、これは他の市町村と比較して突出してよくなってると思います。私自身はそう評価してます。だからこそ、今度の条例改正で国は何か高鍋町の後追いで法改正をしたんじゃないかと思われるような節があるんです。でも、やっぱり職員が頑張っていることはきちんと評価すべきだと私は思っております。基本的に。だからこそ、この条例改正をするんだったら条例改正をしたことをきちんと対応しなければならない世帯へ、条例こういうふうになりましたよと、それもわかりやすくちゃんとお知らせをしなければならないと思うんですが、そのことについては、例えば「お知らせかなべ」ですとか、いろんなところですかっていうことはどういうふうになっているのかそのところをお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 税務課長。

○税務課長（宮崎守一郎君） 税務課長。私ども第一義に考えているところは、納期内納付を一生懸命履行していただいている方との公平感、それを損なわないということが第一、た



だ、税法の中に猶予という制度もございます。私どもは納税相談、あるいは2月から始まります町の申告でのいろんな相談、そういったものでこの新しく変わった制度、そして緩和される部分、そういったものを周知してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第60号平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。幾つかありますので、済いません、ゆっくり読み上げたいと思います。

急傾斜地崩壊事業についての地方債補正がありますが、内容的にはどのようなものか。これは補正内容ともリンクして答弁を求めたいと思います。

詳細は委員会で聞きますが、社会資本整備事業補助に関して、工事費と比較して事業費が少ないように考えておりますけれどもいかがでしょうか。

地方バス路線維持に関して、利用者状況の把握についてはどうなっているのかお伺いします。

国民年金、選挙管理委員会などのシステム改修については、個人番号認証システムが関係しているのか、全てのシステム改修について、そして新たなシステムについてお答えを願いたいと思います。

障害者関係の介護、訓練に関する事業費の伸びの原因は何かお伺いします。

放課後対策について、伸びているのは6年生まで延長されたことによるものなのか、それともほかの要因があるのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。まず、急傾斜地崩壊対策事業につきましては、脇地区を県事業として現在、施行していただいております。今年度、県の予算が1,000万円増額されることに伴いまして、町負担分をその事業費の10%を増額するものであり、その財源として地方債を90万円補正するものであります。内容につきましては、脇の2地区の用地測量・物件等調査であります。

次に、社会資本整備総合交付金事業の補正であります。この件につきましては小丸団地E棟の外壁及び屋根断熱改修等の事業であります。事業費3,000万円のうち、屋根防水工事や防鳥ネット工事等の補助対象外工事を除いた1,631万2,000円が補助対象事業費となり、その45%の734万円が補助金となるものでございます。

○議長（永友 良和） 政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 政策推進課長。政策推進課関係2件についてお答えをいたします。

まず、バスの利用状況についてでございますけど、バスは廃止路線代替バスを行っておるところであります。この路線は高鍋三納代西都線、高鍋駅めいりんの湯一丁田西都線、もう一つ、高鍋駅一丁田西都線、それと西都茶臼原高鍋駅線の3路線4系統がありますが、この運行欠損額を県と沿線自治体との協調補助により補填をすることで路線を維持しているところでございます。路線ごとの利用者数につきましてでございますが、宮崎交通の実績報告によりますと、高鍋三納代西都線が年間総乗車人員2万4,346人で、1便当たりでは4.4人となっております。それと、高鍋駅めいりんの湯一丁田西都線でございますが、年間総乗車人員が9,042人、1便当たり4.1人となっております。高鍋駅一丁田西都線が、総乗車人員7,429人で、1便当たり5.7人となっております。西都茶臼原高鍋駅線が、総乗車人員9,166人で、1便当たり4.2人という状況でございます。

次に、今回の補正で計上されているシステムの導入及び改修の関係でございますが、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度に関係するものについては、該当するものについては個人番号カード顔認証システム導入作業委託のみでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 福祉課長。

○福祉課長（河野 辰己君） 福祉課長。障害者関係の介護、訓練に関する事業費の伸びの原因についての御質問でございますが、介護給付事業につきましては、居宅介護や生活介護などのサービス利用者の増加及び利用回数の増加によるものでございます。訓練等給付事業につきましては、町内に新たに事業所、ぐらんま茶寮、サンプラスが開所したこともありまして、就労移行支援事業や就労継続支援A型事業所及びB型事業所のサービス利用者の増加及び利用回数の増加が主な要因と考えているところでございます。

続きまして、放課後対策について、伸びているのは6年生まで延長されたことによるものか、それともほかの要因があるのかという御質問でございますが、これにつきましては、子ども・子育て支援新制度の施行に伴いまして、国、県の補助基準額、これは主に賃金の単価の改定が見直しが行われたことによるものと、各放課後児童クラブにおきまして障害児受入加算を計上したことによるものでございます。したがって、国、県の補助基準額見直しに関しては、対象年齢が新たに小学校6年生まで引き上げられたことに伴う人件費等については含まれておりません。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。2つに関係して、ちょっと質疑をしたいと思っております。

地方バス路線維持に関して先ほど答弁がございました。皆さんもお考えになったらわかるだろうと思うんですけど、あの大きなバスに1回平均3人とか4.5人とか5人とか乗ってないと、これだったら正直な話言って、ほかの小さなバス、今、小さなバスが走りますけどあれでも大きいぐらいですよ。何か方法がないかなという、これ代替っていう

ことでなってるんですけれども、1市2町ということになると、ここで話し合いをして何かほかの対策ってのが立てられないのか、これは、当然、県の補助も入ってますので県の廃止に関しての代替ということになっておりますので、確かに県のほうとも協議を進めていかないといけないと思うんですが、やはり、これだけの負担をしていくっていうことになると、もう少し負担が減らせないかって思うんです。正直な話言って。全部の路線を足したにしても10人ぐらいですよ。1回で10人ぐらいしか、それが高鍋町から10人全部乗られるのかどうかは、ちょっとこれではわかりませんが、そういうことから考えてみると何かいい方法が見つかるんじゃないかなというふうに思うんです。だから、これは関係市町で何とか話し合いをして、宮交とも御相談をしていきながら何かいい方法がないのか、そこを探っていく必要もあるんじゃないかなと、もう少し費用を下げないと、結局ほかのところはこの分の費用が、高鍋町が負担してる部分も相当金額ありますので、この負担している金額を半分ぐらいに減らしたら、その半分ぐらいがまたほかの、例えば町内のバス運行にもちゃんとメリットが出てくると思いますし、やっぱり町民の皆さんから喜んでいただけるようなシステムも出てくるんじゃないかなというふうに、これは私、再三、申し上げてると思うんです。そのことから考えたときに、本当に方向性が考えられないのか、例えば、きのうも一般質問で出ましたよね。子供の遠距離通学、これに充てることもできるわけです。やろうと思えば。そういうふうに考えると、お金の使い方をよりの確に、最小の費用で最大限のメリット、効果を引き出していくことから考えたときには、私なんかはこの地方バス路線維持に関してきのうの一般質問もあわせ、私も以前から総括質疑でも一般質問でも行なっております。段々、生徒が少なくなりましたが、子供たちへのそういった補助、全額補助してもこれはおつりがくるんです。そういうふうに考える頭の柔軟な考え方を私、持っていく必要があると思うんです。だから、お金をどこにどう使うのかっていうのは、これはトップの判断だと思いますけどそういったことをこれから考えていく可能性があるのかどうか、そこはまた委員会で探っていただければと思うんですが、どのようなお考えを持ってずっと望まれてるのか、普通やってるからやってるだけというのでは、これはいけないと思うんです。そこで本当に費用対効果を考えたときにこのお金がこれに回せないかとかいうことを考えていくのが執行部の役割であって、それがほかの市町村とタイアップしてやってること、そして宮交と関連していること、それであればなおさら宮交と関連してるわけですから、通学してる子供たちへの対応もできるわけです。だから、いろんな考え方をしていくことによって最小のお金で最大の効果を生むことができるというふうに私は考えるんですが、どのようにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

それともう一つ、障害者関係の問題で先ほど答弁がございました。そして、確かにA型、B型あるのはよくわかるんです。ところが、この前佐賀のほうでミカンの関連で塩を使った、要するに塩で甘みを引き出すというところを障害者の施設が開発して、そしてそこに通所されている方の手当が月1万5,000円ぐらい上がったんだそうです。障害者を雇

用されてる方で私いつも見てみると2万円とか3万円とか、本当、涙が出るぐらいの思いなんです。やはり、障害者を持つ家族から考えたら、その子の生活が十分成り立っていくようにどうか金銭面でしてあげたいと、障害年金をもらっていてもそれに加算して最低、生活保護基準よりも倍ぐらいの金額ちょうのが確保できるようになれば、十分1人で暮らしていける選択が出てくると思うんです。施設に入れるということも考えなくていいと思うんです。やはり、自立できるような障害者への対応というのを考えたときに、私はどうにかならないかなというふうに思うんです。だから、いろんな障害者への助成とか、私たちいろんな扶助費なんかでも出してますよね。出してるけれども、これが障害者個人にちゃんと福祉的な要素でできているのかなと考えたときに、なかなかそこまで浸透しきれてない、逆に言えば施設を開所している方のみが、こういう言い方をしたら非常に失礼かもしれないですけど経営的に成り立っていかせるようにすると、そうすると、なかなか障害者個人への手当っていうのはふえてこない。そういうところが私たちはちゃんと確認できないわけです。市町村の自治体では確認できない状況もあると思うんです。だから、その辺をせっかくこういうところでお金を出していくというのであれば、そここのところの内容把握についてはどうされているのか、ただお金を出すだけではなく内容把握をどうされているのかということ、そこを確認させていただきたいと思います。

○議長（永友 良和） しばらく休憩します。

午前10時39分休憩

.....

午前10時40分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

今、12番、中村議員の質疑の中で、まあ、本人の思いも込められておりましたが、その部分は省いて、今の質疑に対してお答えをお願いいたします。政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 政策推進課長。バスの関係でございますけど、先ほども言いましたけど1便あたりの平均乗車人数が四、五人と、少ないということで私どもも利用者が少ないと思っているところであります。しかし、早朝とか、ここは通学、通勤に使われる。また高齢者の方も使われている路線であります。通勤、通学の時間はやはり十四、五人と、結構多くなっている状況でございます。

このような観点から、不採算路線ではございますけれど、この運行時につきましては交通弱者といいますか、先ほども言いました通勤、通学のほか、高齢者と公共交通に依存せざるを得ない方々の広域的な高鍋から西都に向けての交通手段でございますけど、このような公共交通機関の社会的意義などから、これまでも関係自治体と連携して補助金の交付等により路線バス交通網の維持を図ってきたところであり、今後もその必要性があると認識をしているところであります。

しかしながら、やはり利用者が少ないということでありますので、何らかの利用促進を図っていかなくちゃならないということで、これもバス事業者、宮崎交通にお願いをして

いるわけですが、その事業者、西都市、新富町、高鍋町をあわせて利用促進を図っていかなくちゃならないということで考えているところであります。

そのほかのバスの大きさ等ございましたけれど、先ほども言いました通勤時間帯は結構多いということでありますので、そして宮崎交通にお願いした関係上、そのバスはその路線だけを走るんじゃなくて、ほかのところも走ることもあります。その運行維持費バスを、そのような、どこでも使えるというか、そういう会社の方針もあるでしょうから小さいバスでとお願いしたいということも、それにできればそのようにお願いをしていきたいというふうに考えているところでございます。

できるだけ運行経費、補助金が少なくて済むように、また宮崎交通、西都市、新富町と、県もですけど一緒になってお願いしていきたいと思っております。こちらも考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 福祉課長。

○福祉課長（河野 辰己君） 福祉課長。障害者総合支援法に基づいた障害者のサービス事業所が、ここ数年、町内にも開設をされておまして、障害者にとっても、今、復帰に向けたサービス等を受けられるような体制が少しずつではありますが、整いつつあるのが現状であります。

その中でも、その事業所におきまして通所者の賃金の単価等を目標額を設定をされておまして、それに向けて、なお取り組みをされているのが現状であります。その事業所等につきましても、町のほうと事業所との定期的な意見の交換等を、今行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。あっ、失礼しました。8番、青木善明議員。

○8番（青木 善明君） 8番。済みません、ほかの委員会に所属しておりますので、産業建設に所属しておりますので、ほかの委員会のことについて、ちょっと簡潔明瞭にお尋ねしたいと思います。

まず、後ろのページからいきたいと思います。学校施設内での子供の安心・安全には常時注意を払い怠るわけにはいけないわけですが、そのため施設等の経年劣化によるいろいろな箇所が、緊急的な修繕の必要が出てきていると思いますが、ページ、34ページ、37ページに東西小中学校の修繕費が補正で上がってきておりますが、詳細について教えていただければよろしいかと思っております。

それから、社会教育課関係では総合運動公園費に修繕料も出ておりますけども、どういう修繕なのか。

先ほど中村議員のほうからページ20、21ですけど、地方バス路線維持費補助金は、私もちょっとこれは確認なんですけど、毎年この時期に補助金が出てくるということと、年1回で運行欠損額ということで、積算基礎があると思うんですけども、それはもう前年度の実績に伴って積算されて、そしてその積算についての詳細については、必ず話し合いに入って積算がなされているのか、そこ辺をよろしくをお願いします。

それから、きのう私、一般質問でふるさと納税をさせていただいたんですけども、ページ18、19にふるさと納税謝礼品ですが1,000万円ですかね、組まれておりますけどもこの詳細と、僕、聞き漏れしているかもしれませんけども、きのうの一般質問の中で、積立金を414万円、これは件数、私も聞き漏れしているかもしれません一般質問で、件数ですね。

それから、工事請負費を減額して備品購入費を1,143万6,000円、庁用器具を掲載されておりますが、この庁用器具の明細がわかれば、どういうものの庁用器具を購入される予定になっておるのか、まあ、通告していないのでなかなか答えられないところは申しわけありませんけども、わからなければわからなくていいです。よろしくをお願いします。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（中里 祐二君） 教育総務課長。教育費の中の学校関係の修繕料について御説明を申し上げます。

まず、東小学校の修繕料117万7,000円を計上させていただいておりますが、これは2つございまして、東小学校の遊具の修理の費用にかかるものでございます。こちら遊具関係の保守点検を行ったところ、腐食、劣化、老朽化等が見られました。その部分についての修繕料ということでございます。それから、同じくもう一つというのが消防設備関係の点検の中で、不良箇所が判明をいたしました。その部分についての改修の費用でございまして。

それから、西小学校の126万1,000円ですけども、こちらも内容的には同じものでございます。西小学校の遊具に関する修繕料、あと消防設備関係の修繕料ということになっております。

以上でございます。（発言する者あり）

あっ、失礼しました。西中学校のほうで、こちらはプール更衣室関係の窓ガラスが割れておったり、ひびが入っているところがちょっと出てきまして、そこについての修繕料ということでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。体育施設費の総合運動公園費の修繕料ですけども、高鍋町の総合運動公園野球場、町営球場になります。その北側に投球練習場がございまして。その投球練習場の屋根の一部が台風で破損をしております。その破損もですけども、ファールボールが飛んできたときに、その屋根の部分タキロンが張ってあ

るんですが、そのタキロンを突き破って穴もあいております。その穴があくことで地面が少しほげたりもしております。

修繕の内容としましては、タキロンのほうから波板鋼板のほうに変えて、飛んで来たときも練習している人たちの安全性を高めるための修繕料になります。

○議長（永友 良和） 政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 政策推進課長。予算書の21ページですね、地方バス路線維持費補助金の関係でございます。

1,786万5,000円予算を計上しておるところでございますけど、この内訳は先ほど言いました廃止路線バス、西都行き3路線4系統あるわけですけど、その運行欠損額が1,698万8,000円となっております。

それと、西小児童の通学のために1路線、早朝だけ中尾、西小間を走らせているわけですけどその運行費、まあ、回送料というふうになりますけど、その分があります。これが51万7,000円補助しております。それと、生活交通路線として、西小入口から木城温泉館「湯らら」までの運行費、これも運行欠損額なんですけども、36万円ほど補助をしているものでございます。

その経費の算出なんですけど、これはバス年度というのがありまして、今回、算定しているのは26年の10月から27年の9月までを向こうが言うバス年度としております。その経費を積み上げて、それにバス運賃とか広告収入、そういうもろもろ差し引きまして、それに欠損が出た場合に補助をするということになっております。それを県が2分の1、町が路線の距離数に応じて負担、補助をしているということになります。

それと、ふるさと納税に関してでございますけど、これは19ページですね。財産管理費、ふるさと納税謝礼品費1,000万円予算を計上しているところであります。これ9月の補正でも300万円ほど補正をさせていただいたわけですけど、今回、ふるさとチョイス、インターネットにアップして件数、寄附金額も上がりました。それで、その分が年度末までに不足すると、思った以上にあったものですから不足するというので、年度末までのふるさと納税の謝礼品を1,000万円追加で補正するものであります。これは月に500万円程度の寄附額があった場合を見込んで計算したものであります。謝礼品の金額等については、謝礼寄附金額の4割程度をしているところでございます。

それと、積立金なんですけど、ふるさとづくり基金積立金414万円計上をしております。これは、今まで1回補正等で積立金を補正をさせていただいたわけですけど、それ以後の11月23日までの寄附金でございます。これ実際にお金が入った分を積み立てるものであります。申し込みがあっても、まだお金が入っていないとかそういうのもありますけど、11月23日までの寄附で210件の寄附がありましたので、その額414万円を積立金として計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 総務課長。工事請負費から同額庁用器具のほうへ持ってきておりますが、主なものは今、隣に建設しております別館の書庫でございますが、これにつきましては、当初、工事費に計上しておいたわけですが、どれがどれぐらいかかるかというようなことで進めて、工事費のほうに計上しておいたというのが間違いのもとかとも思うんですけども、こういう大型書庫につきましては、以前ですけど工事費で出して備品で買ったりということで、どちらが正しいのかなというような疑問も常々あったんですが、今の財産の関係をいろいろ公会計等の関係もあっていろいろ調べていただいておりますが、こういう大型備品につきましては備品で管理すべきというような見解もあるというようなことありまして、今回、備品のほうに予算を振りかえて執行するというようなことで考えたところでございますが、中身につきましては大型書庫、移動ができるハンドルでこう回したりできますが、あれを13基考えておるところでございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第61号平成27年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。これ以外に債務負担行為の設定は必要ないのか、お伺いさせていただきます。

○議長（永友 良和） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 上下水道課長。現在のところこれ以外に設定の必要なものはございません。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第62号平成27年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。債務負担行為における算定基準について答弁していただきたいと思います。国は、また居宅サービスへ早期に変えていくように指導されていると考えますけれども、居宅だけでなく地域での見守りなどに関する予算配分がないように考えておりますが、これは国の要望とどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（徳永 恵子君） 健康保険課長。お答えいたします。

債務負担行為の額の設定基準についてでございますが、こちらにつきましては、第6期介護保険事業計画に基づき算定をさせていただいております。また、見守りに関する予算配分がないということについてでございますが、今回の補正につきましては過年度分の



介護保険料還付にかかる償還金の増額や、要支援者にかかる地域密着型介護予防サービス費の増額でございまして、給付見込みに基づきます予算調整でございます。

地域の見守りに関しましては、現在行っております民生委員さんとの連絡や情報収集体制の強化、地域包括支援センターの周知のほうに取り組み、さらに相談しやすい環境づくりに取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第63号平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総括質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第56号から議案第60号及び議案第63号の6件につきましては、お手元に配付しました付託議案審査日程表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に審査を付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号から議案第60号及び議案第63号の6件につきましては、各常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第61号及び議案第62号の2件につきましては、議長を除く15名をもって構成する特別会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号及び議案第62号の2件につきましては、議長を除く15名をもって構成する特別会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

正・副委員長の互選を行いますので、議員の皆様方は第3会議室にお集まりください。なお、11時15分より再開いたします。

午前11時00分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

先ほどの特別会計予算審査特別委員会の設置に伴い、正・副委員長の互選が行われましたので、結果について御報告いたします。

特別会計予算審査特別委員会委員長に緒方直樹議員、同副委員長に津曲牧子議員が互選されました。

---

○議長（永友 良和） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日は散会いたします。

なお、この後、第3会議室のほうで特別委員会を開催したいと思います。よろしくお願  
いいたします。お疲れさまでした。

午前11時16分散会

---